

大和市公告第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区の変更案を作成したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和3年10月1日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

大和市下鶴間字甲一号、甲二号、乙一号から乙三号まで及び乙七号、中央林間西二丁目、南林間六丁目、深見字坊ノ窪、深見台三丁目、中央五丁目、上草柳字緑野、桜森二丁目、下和田字下ノ原、渋谷八丁目並びに福田字甲一ノ区、甲四ノ区及び甲八ノ区地内

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり施設部街づくり計画課

4 縦覧期間

令和3年10月1日から同月15日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日を除く。